

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 21日	
千葉市長	殿
提出者	
	住 所 千葉市中央区新浜町1番地
	氏 名 大和千葉製罐株式会社 代表取締役社長 庄子 尚志
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
	電話番号 043-261-6325
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	大和千葉製罐株式会社
事業場の所在 地	千葉市中央区新浜町1番地
計画期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ✓
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	金属製品製造業（缶詰用空缶製造業）
②事業の規 模	84億円（前年度製品出荷額）
③従業員 数	147名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油

排出量

90 t^v

t

(これまでに実施した取組)

印刷ラインの集約化

ラミネート板への切替推進

1 銘柄当たりのロット枚数増加

生産性向上

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油

排出量

85 t

t

(今後実施する予定の取組)

印刷ラインの集約化

ラミネート板への切替銘柄増加

1 銘柄当たりのロット枚数増加

生産性向上

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油：一般廃油との分別徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油：一般廃油との分別徹底

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1	現状	【前年度（令和5年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		全処理委託量	90 t [√]	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	90 t [√]	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		（これまでに実施した取組） 印刷ラインの集約化 ラミネート板への切替推進 1 銘柄当たりのロット枚数増加 生産性向上		

（第5面）

②計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		全処理委託量	85 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	85 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

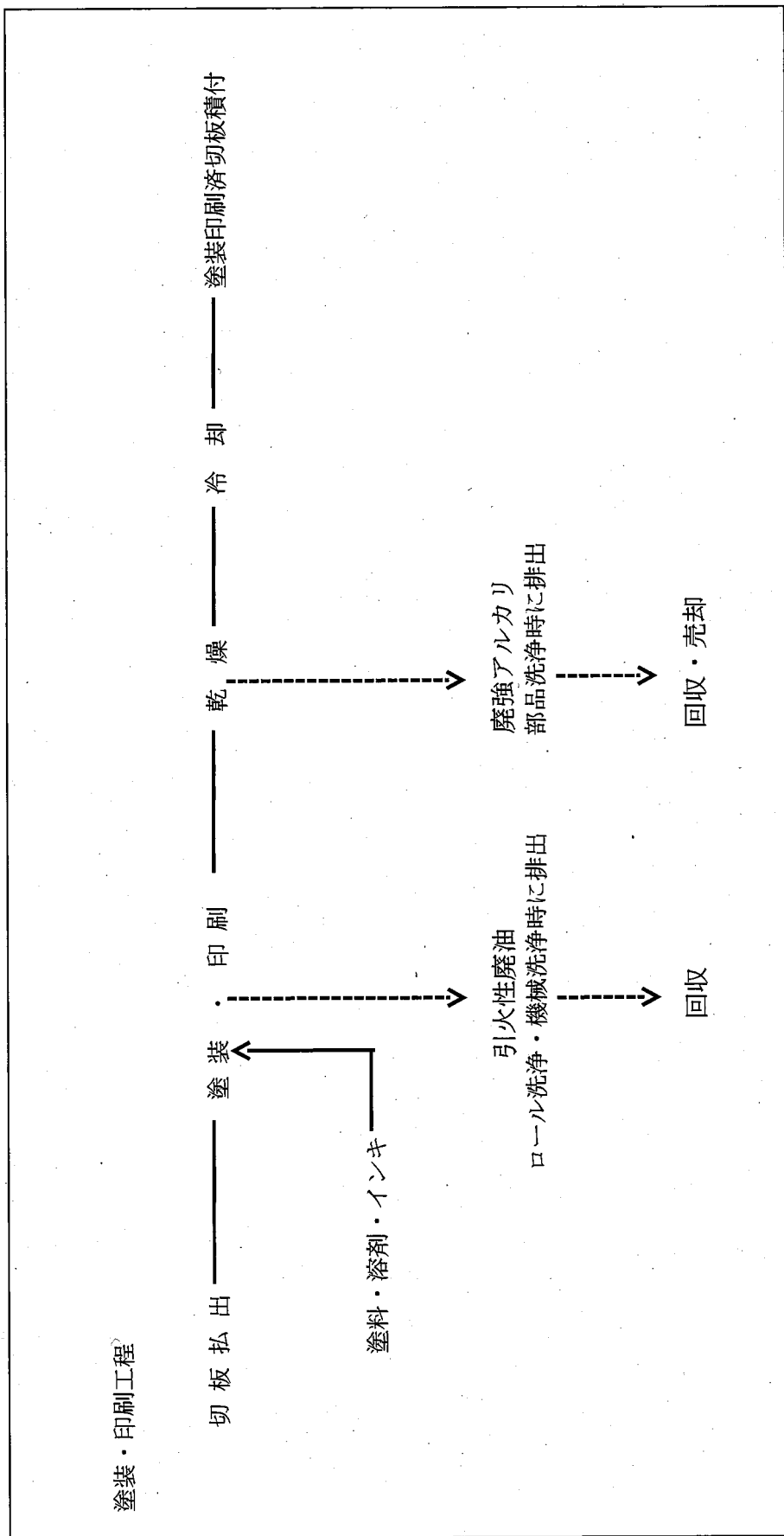
		(今後実施する予定の取組)	
		印刷ラインの集約化 ラミネート板への切替銘柄増加 1 銘柄当たりのロット枚数増加 生産性向上	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	9 0 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト移行済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1 処理工程フローシート



製造業等

別紙2 廃棄物管理体制

統括責任者	所属	職名 工場長 小泉 新伍
廃棄物担当組織名称	物流管理課	廃棄物担当組織人数 9 名
技術管理者	職名 資格	連絡先電話番号
特別管理産業廃棄物 管理責任者	職名 総務課長 杉田 光宏 資格 第 B09220201005 号	連絡先電話番号 043-261-6325
産業廃棄物対策組織図	<pre> graph TD A[統括責任者] --> B[特別管理産業廃棄物管理責任者] B --> C[印刷課 28名 排出部門] B --> D[物流管理課 9名 保管・受渡管理部門] B --> E[総務課 7名 事務局] </pre>	
担当部門名	業 務 内 容	
統括責任者	・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ・ 特別管理産業廃棄物責任者の設置	
特別管理産業廃棄物責任者	・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討	
総務課	・ 監督官庁への各種報告 ・ 委託契約の締結 ・ 社員に対する教育、啓発、その他関係する事項	
物流管理課長	・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管、受渡状況管理	
印刷課長	・ 排出状況の把握、削減計画の実施、その他関係する事項	